

刑法總論講義

第2版

松宮孝明 著



成文堂

刑法總論講義

第2版

松宮孝明 著

謹 贈

日本国・成文堂

社長 阿部耕一



成文堂

著者略歴

松宮孝明（まつみや たかあき）

1958年 滋賀県に生まれる

1980年 京都大学法学部卒業

1985年 京都大学大学院法学研究科博士後期課程
学修退学

1985年 京都大学法学部助手

1987年 南山大学法学部専任講師

1990年 立命館大学法学部助教授

現 在 立命館大学法学部教授

主要著書

刑事過失論の研究（1989年・成文堂）

刑法総論講義 第2版

1997年10月20日 初 版第1刷発行

1999年1月10日 第2版第1刷発行

著 者 松 宮 孝 明

発 行 者 阿 部 耕 一

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町514番地

発 行 所 株 式 会 社 成 文 堂

電話 03(3203)9201(代) 振替 00190-3-66099

Fax 03(3203)9206

製版・印刷 (株) シナノ

製本 佐抜製本

©1999 T. Matsumiya

☆乱丁・落丁本はおとりかえいたします☆ 検印省略

ISBN4-7923-1493-3 C3032

定価(本体2,800円＋税)

第2版のはしがき

昨年10月に刊行された本書の初版は、幸いにも学生さんをはじめとして多くの読者を得ることができた。また、幾人かの読者からは、表現の舌足らずな箇所をご指摘いただくこともできた。そこで、初版の刊行からわずか1年余りであるが、思い切って改訂を行うことにした。読者の皆様には、この場を借りてお礼申し上げる次第である。

もっとも、そうはいっても実際に手を入れた部分は記述の誤りや考えの未熟な部分であって、本書の体裁が大幅に変わったわけではない。24回の講義を想定して、犯罪論を中心に刑法総論を概観するという本書のスタイルは変わらないし、講義による補充を必要とする点も同じである。その意味では、本書は本格的な体系書や注釈書ではない。

それにしても、わが国の刑法学に大きな影響を与えた欧米の刑法学、とくにドイツのそれについては、知れば知るほどその奥の深さが痛感される。「日本とは違うから」などと軽々しくいう前に、謙虚にその精神を理解し日本における問題解決のよき先達として踏み込んで検討するという態度が、ボーグレス時代の法律家のあり方としてますます重要になってきているように思われる。

最後に、短期間に改訂版を出すというコストのかかる作業を快く引き受けていただいた成文堂には、心よりお礼申し上げる次第である。

1998年10月

松 宮 孝 明

初版はしがき

本書は、筆者の大学での刑法総論の講義に用いた「講義案」を基にした「教科書」である。刑法の講義を担当してほぼ10年になるが、そろそろ自分専用の教科書がほしいと思う時期になってきた。というのも、刑法総論の諸問題について学べば学ぶほど、わが国の定評ある教科書や体系書の記述に飽き足らなくなってきたからである。とくに、それぞれの箇所でも説明される解釈論上の概念や考え方について、なぜそのような概念や考え方が生まれてきたのかが十分に解説されていないことに対する不満は、年々増すばかりであった。

とはいえ、筆者ひとりで刑法総論上の重要問題を検討し尽くすという域にはとても及ばない。おそらく、そのようなことは一生かかっても不可能であろう。したがって、この講義案では、筆者がこれまで研究対象としてきた部分については比較的丁寧な解説がなされているが、そうでない部分については通りいっぺんの説明しかなされていない。わかったところから書いてゆこうというわけである。その意味では、内容にムラのあるものとなっている。その点で学生さんには申し訳ないが、手薄な部分については毎年の研究と講義を積み重ねることで、改良をはかってゆきたいと考えている。その意味で、これはなお「試作品」である。

さて、本書の特徴を一言で言えば、それは、刑法の運用における「法の支配」ないし「法治主義」の貫徹を可能な限り保障する解釈論を目指そうとしていることだと思う。法は、国家や社会が、何者かの恣意によってではなく、客観的で公平なルールによって動いているという人々の信頼によって、社会の統合をはかるものである。ところで、そのためには、法の解釈・適用は「同じものを同じに扱う」という意味での普遍性・客観性をもたなければならない。個別の問題ごとに妥当と思われる解釈を決めるという場当たりのな解釈では、とうてい、法による社会統合ははかれないのである。

そのために必要なのは、法律の文言に忠実な解釈と全体の体系性である。その意味で、本書では、「罪刑法定原則」や「体系的思考」、「法概念の統一性」を、他の教科書類と比較してかなり重視したつもりである。もっとも同時に、これらの考え方が個別具体的な解釈問題の解決とも密接な関係をもっていることを、歴史的な検討をふまえながら、できる限り明らかにしたつもりでもある。同時に、そうすることで、学生さんには、刑法学のおもしろさも味わってもらえたら、望外のよろこびである。

最後に、本書の執筆にあたっては、本書の基となった「講義案」の段階から貴重なアドバイスをいただいた諸先生および学生・院生の皆様に心から感謝申し上げたい。また、本年8月13日に急逝された泉正夫先生には、多くの励ましとご指導をいただいた。心からご冥福をお祈りし、本書を御霊前に捧げたいと思う。さらに、このように無事出版にこぎつけることが出来たのは、成文堂の阿部耕一社長および土子三男編集部長からの弛まぬご支援によるものである。ここに記してお礼申し上げたい。

1997年9月

松 宮 孝 明

凡 例

刑 録＝大審院刑事判決録

刑 集＝大審院刑事判例集、最高裁判所刑事判例集

裁 集 刑＝最高裁判所裁判集刑事

高 刑 集＝高等裁判所刑事判例集

裁 特＝高等裁判所刑事裁判特報

判 特＝高等裁判所刑事判決特報

東高時報＝東京高等裁判所刑事裁判時報

下 刑 集＝下級裁判所刑事判例集

刑 月＝刑事裁判月報

判 時＝判例時報

判 タ＝判例タイムズ

新 聞＝法律新聞

R G S t＝Entscheidungen des Reichsgerichts in Strafsachen

BGHSt＝Entscheidungen des Bundesgerichtshofes in Strafsachen

参考文献

浅田和茂＝斉藤豊治＝佐久間修＝松宮孝明＝山中敬一・刑法総論（改訂版・1997年）〔＝浅田ほか〕

板倉 宏・刑法総論（1994年）〔＝板倉〕

植松 正・再訂刑法概論 I 総論（1974年）〔＝植松〕

内田文昭・改訂刑法 I （総論）（1986年）〔＝内田〕

大越義久・刑法総論（第2版・1996年）〔＝大越〕

大塚 仁・刑法概説（総論）（第3版・1997年）〔＝大塚〕

大塚 仁＝河上和雄＝佐藤文哉編・大コンメンタール刑法（1989年～）〔＝大コメ刑法〕

大谷 實・刑法講義総論（第4版補訂版・1996年）〔＝大谷〕

小野清一郎・新訂刑法講義総論（増補版・1950年）〔＝小野〕

香川達夫・刑法講義（総論）（第3版・1995年）〔＝香川〕

川端 博・刑法総論講義（1995年）〔＝川端〕

木村亀二＝阿部純二・増補刑法総論（1978年）〔＝木村〕

刑法理論研究会編・現代刑法学原論（総論）（第3版・1995年）〔＝刑法理論研究会〕

斉藤信治・刑法総論（第3版・1998年）〔＝斉藤信〕

佐伯千仞・四訂刑法講義（総論）（1981年）〔＝佐伯〕

佐久間修・刑法講義（総論）（1997年）〔＝佐久間〕

- 莊子邦雄・刑法總論（第3版・1996年）〔＝莊子〕
曾根威彦・刑法總論（新版補正版・1996年）〔＝曾根〕
瀧川幸辰・犯罪論序説（改訂版・1947年）〔＝瀧川〕
団藤重光・刑法綱要總論（第3版・1990年）〔＝団藤〕
内藤 謙・刑法講義總論（上）（1983年）、（中）（1986年）、（下）Ⅰ（1991年）〔＝内藤〕
中 義勝・講述犯罪總論（1980年）〔＝中〕
中野次雄・刑法總論概要（第3版・1992年）〔＝中野〕
中山研一・刑法總論（1982年）〔＝中山〕
西原春夫・刑法總論（改訂版＋改訂準備版・1991年）〔＝西原〕
野村 稔・刑法總論（補訂版・1998年）〔＝野村〕
平野龍一・刑法總論Ⅰ（1972年）、Ⅱ（1975年）〔＝平野〕
松尾浩也＝芝原邦爾＝西田典之編・刑法判例百選Ⅰ總論（第4版・1997年）〔＝百選Ⅰ〕、
刑法判例百選Ⅱ各論（第4版・1997年）〔＝百選Ⅱ〕
平場安治・刑法總論講義（1952年）〔＝平場〕
福田 平・刑法總論（第3版・1996年）〔＝福田〕
藤木英雄・刑法講義總論（1975年）〔＝藤木〕
前田雅英・刑法總論講義（第3版・1998年）〔＝前田〕、刑法各論講義（第2版・1995年）
〔＝前田・各論〕
町野 朔・刑法總論講義案Ⅰ（第2版・1995年）〔＝町野〕
町野 朔＝中森喜彦編・刑法Ⅰ總論（1995年）〔＝町野＝中森編〕
宮本英脩・刑法大綱（1935年）〔＝宮本〕
山口 厚・問題探究刑法總論（1998年）〔＝山口・探究〕

目 次

はしがき

Lesson 1 刑法および刑法学の意義と機能1

§ 1 刑法学とは刑法に関する学問である1

- 1 サスペンスと刑法 (1) 2 刑法とは? (1)
- 3 特別刑法と行政刑法 (2) 4 判例の重要性 (2)

§ 2 犯罪および刑罰とは?4

- 1 犯罪とは? (4) 2 では「刑罰」とは? (5)
- 3 刑罰の正当化根拠 (5) 4 応報刑論と目的刑論 (6)
- 5 一般予防と特別予防 (6) 6 相対的応報刑論 (7)
- 7 刑種ごとに見ると (9)

§ 3 保安処分・保護処分10

- 1 精神障害者に対する保安処分 (10)
- 2 少年に対する保護処分 (11)
- 3 売春防止のための補導処分 (12)

§ 4 ふたたび犯罪とは?12

- 1 行為原理 (Tatprinzip) (12) 2 主観主義と客観主義 (13)
- 3 犯罪の構成要素 (13) 4 刑法の謙抑性 (14)
- 5 保護法益 (15) 6 責任原理 (15)

Lesson 2 罪刑法定原則17

§ 1 罪刑法定原則の精神17

- 1 「法の支配」と「人の支配」 (17)
- 2 自由主義と国民主権 (18)

§ 2 罪刑法定原則の派生原理19

- 1 法律主義 (19) 2 遡及処罰の禁止 (20)
- 3 類推の禁止 (22) 4 絶対的不定期刑の禁止 (23)

Lesson 3 刑法の適用範囲 29

§ 1 刑法の適用範囲とは? 29

1 場所、時間、人 (29)

§ 2 刑法の場所的適用範囲 29

- | | | | |
|---|-----------|---|--------------|
| 1 | その意味 (29) | 2 | 属地主義 (30) |
| 3 | 属人主義 (31) | 4 | 保護主義 (31) |
| 5 | 世界主義 (32) | 6 | 外国判決の効力 (33) |

§ 3 刑法の時間的適用範囲 33

- | | | | |
|---|--------------|---|----------|
| 1 | 刑の変更と廃止 (33) | 2 | 限時法 (34) |
|---|--------------|---|----------|

§ 4 刑法の人的適用範囲 34

- | | | | |
|---|---------------|---|------------|
| 1 | 処罰されない人? (34) | 2 | 天皇と刑法 (35) |
|---|---------------|---|------------|

Lesson 4 犯罪論の体系 36

§ 1 犯罪論の体系とは? 36

- | | | | |
|---|---------------|---|------------|
| 1 | 犯罪論と刑罰論 (36) | 2 | 体系の意味 (36) |
| 3 | 違法と責任の分離 (37) | | |

§ 2 ドイツの犯罪論体系 37

- | | | | |
|---|------------------|---|----------------|
| 1 | リスト・ペーリンク体系 (37) | 2 | 目的的行为論の体系 (39) |
| 3 | 客観的帰属論の体系 (41) | 4 | 犯罪体系論と実務 (43) |

§ 3 わが国における体系論 43

- | | | | |
|---|-----------------------|---|----------------|
| 1 | 体系的思考の弱さ (43) | 2 | 目的的行为論と共犯 (44) |
| 3 | 不十分な体系的思考のもたらすもの (44) | | |

Lesson 5 行為と構成要件 46

§ 1 「行為」論 46

- | | | | |
|---|--------------------|---|--------------|
| 1 | 「行為」の意味・機能 (46) | | |
| 2 | ヘーゲル学派と因果的行為論 (47) | | |
| 3 | 目的的行为論 (47) | 4 | 社会的行為論 (48) |
| 5 | 人格的行為論 (49) | 6 | 行為論のまとめ (49) |

§ 2 「構成要件」	51
1 構成要件とは? (51)	
2 構成要件の機能 (51)	
3 故意・過失の位置づけ (52)	
§ 3 構成要件の要素	53
1 主体 (53)	
2 法人・団体の犯罪能力 (54)	
3 行為態様 (55)	
4 「結果」 (56)	
5 侵害犯と危険犯 (56)	
6 主観的違法要素 (57)	
§ 4 客観的処罰条件と一身の処罰阻却事由	59
1 客観的処罰条件 (59)	
2 一身の処罰阻却事由 (60)	

Lesson 6 因果関係 62

§ 1 「因果関係」の意義	62
1 結果犯の因果関係 (62)	
2 挙動犯・共犯の因果関係 (62)	
3 結果的加重犯の因果関係 (63)	
§ 2 条件関係の確定	63
1 条件関係の意味と重要性 (63)	
2 条件関係の発見方法 (64)	
3 結果の具体化と合法則的条件公式 (64)	
4 公式の併用 (65)	
5 択一関係と代替条件 (65)	
§ 3 不作為の条件関係	66
1 不作為の条件関係の特殊性 (66)	
2 「疑わしきは被告人の利益に」 (66)	
3 条件関係の択一的認定? (67)	
4 不作為の競合 (67)	
§ 4 条件関係の証明	68
1 条件の競合 (68)	
2 因果関係の疫学的証明 (68)	
§ 5 条件関係の法的重要性	69
1 「等価説」の問題点 (69)	
2 原因説と遡及禁止論 (70)	
§ 6 相当因果関係説	71
1 広義の相当性と狭義の相当性 (71)	
2 相当性の判断資料 (73)	
3 相当性の判断基準 (74)	

Lesson 7 不作為犯 77

§ 1 不作為犯とは何か？ 77

- 1 作為犯と不作為犯 (77) 2 不作為は犯罪たりうるか？ (77)
- 3 真正不作為犯と不真正不作為犯 (78)
- 4 不真正不作為犯の問題性 (79)
- 5 「偽装された作為」 (79)
- 6 不作為犯の構成要件を創り出す見解 (81)
- 7 作為犯規定は例外的に不作為をも含むとする見解 (82)

§ 2 不作為犯成立の一般的要件 84

- 1 作為義務 (84) 2 形式的三分説 (84)
- 3 保障人的地位 (85) 4 作為の可能性と結果防止の有効性 (86)
- 5 結果の発生と因果関係 (87)

§ 3 個別的検討 87

- 1 不作為による放火 (87) 2 不作為による殺人 (88)
- 3 不作為による詐欺 (89) 4 不作為による過失致死傷罪 (89)

Lesson 8 違法論の基礎、違法阻却の一般原理 91

§ 1 違法阻却の意味 91

- 1 構成要件該当行為が処罰されない場合 (91)
- 2 刑法上の違法阻却事由 (92)

§ 2 違法性の実質 92

- 1 違法とは？ (92) 2 行為反価値 (92)
- 3 優越的利益と法益不存在 (94)

§ 3 可罰的違法性 95

- 1 可罰的違法性とは？ (95) 2 可罰的違法性の体系的地位 (96)
- 3 労働判例と可罰的違法性 (97)

§ 4 法秩序の統一性と違法阻却 98

- 1 違法の一元性と相対性 (98) 2 法秩序の統一性の意味 (99)
- 3 法秩序の統一性と超法規的緊急避難 (100)

Lesson 9 法令または正当業務行為103

- § 1 刑法35条の意味103
- 1 法秩序の統一性の確認規定 (103) 2 35条の分類 (103)
- § 2 法令による行為104
- 1 法令によって特別に許されている行為 (104)
- 2 司法上の強制権限 (104)
- 3 補償義務を伴う正当行為 (105)
- 4 逮捕の違法性の判断基準 (105)
- § 3 正当業務行為106
- 1 「業務権」による違法阻却 (106) 2 報道機関の権利 (107)
- § 4 その他の正当行為107
- 1 自救行為 (107) 2 争議行為 (108)
- 3 「法秩序の統一性」の逆用 (109) 4 危険なスポーツ (110)
- 5 超法規的違法性阻却事由 (110)

Lesson 10 被害者の同意112

- § 1 被害者の同意・推定的同意112
- 1 同意・推定的同意による違法阻却 (112)
- 2 構成要件該当性と同意 (112)
- 3 違法減少事由としての同意 (112)
- § 2 同意の「有効性」113
- 1 任意性 (113) 2 動機の錯誤に基づく同意 (114)
- 3 同意の認識 (115) 4 同意の有効性の「範囲」 (115)
- 5 同意を得た「動機・目的」 (116) 6 質の異なる違法性 (117)
- § 3 治療行為と推定的同意117
- 1 治療行為の正当化根拠 (117) 2 推定的同意 (118)
- § 4 安楽死・尊厳死119
- 1 安楽死の分類 (119) 2 尊厳死 (120)

Lesson 11 正当防衛 123

§ 1 正当防衛の本質 123

- 1 正当防衛と過剰防衛 (123) 2 正当防衛の正当化根拠 (124)

§ 2 正当防衛の要件 125

- 1 防衛状況と防衛行為 (125) 2 侵害の急迫性 (125)
 3 侵害の不正性 (127) 4 挑発防衛 (128)
 5 国家・社会のための正当防衛? (130)
 6 防衛行為の必要性 (131) 7 防衛行為の相当性 (131)
 8 過剰防衛 (133) 9 盗犯防止法上の特則 (133)

§ 3 防衛の意思 133

- 1 必要説と不要説 (133) 2 防衛の意思の定義 (134)
 3 防衛の意思の判断要素 (135)
 4 責任減少事由としての防衛の意思 (135)

§ 4 誤想防衛、誤想過剰防衛 136

- 1 誤想防衛の意味 (136) 2 誤想過剰防衛 (137)

Lesson 12 緊急避難 140

§ 1 緊急避難の本質 140

- 1 緊急避難の意味 (140) 2 錯綜する不可罰根拠 (140)
 3 賠償義務を伴う緊急避難 (141)
 4 緊急避難に対する正当防衛 (142)

§ 2 緊急避難の要件 142

- 1 現在の危難 (142) 2 避難行為の必要性和補充性 (143)
 3 法益の均衡 (143) 4 避難行為の相当性 (144)
 5 過剰避難 (146)

§ 3 誤想避難、誤想過剰避難 147

- 1 誤想避難 (147) 2 誤想過剰避難 (147)

§ 4 特別義務者に関する特則 148

- 1 緊急避難の禁止? (148) 2 法定の手続と緊急避難 (148)

§ 5 自招危難 148

- 1 自招危難の意味 (148) 2 故意犯の成否 (149)
- 3 原因時点での過失 (149) 4 「故意」による自招 (150)

§ 6 義務の衝突 150

- 1 その定義 (150) 2 緊急避難との異同 (150)

Lesson 13 責任論の基礎 152

§ 1 責任の本質 152

- 1 責任の意味 (152) 2 本質論における対立 (152)
- 3 行為責任、性格責任、人格責任 (153)
- 4 心理的責任論と規範的責任論 (155) 5 責任の要素 (156)

§ 2 責任能力 157

- 1 責任能力の定義 (157)
- 2 責任能力と受刑能力、訴訟能力 (158)
- 3 責任能力の判定方法 (159)

§ 3 原因において自由な行為 159

- 1 その定義 (159) 2 道具理論 (160)
- 3 同時存在の要請の緩和 (161) 4 立法問題 (163)

Lesson 14 故意 164

§ 1 行為者の主観の意義 164

- 1 規範的責任論と故意・過失 (164) 2 特別の規定 (164)

§ 2 故意 165

- 1 故意の意義 (165) 2 故意の本質 (165)

§ 3 故意の内容 167

- 1 事実の認識 (167) 2 故意と願望 (167)
- 3 規範的要素の認識 (168) 4 違法性の認識 (168)
- 5 厳格故意説は不当か? (169)

§ 4 故意の種類 170

- 1 確定的故意、意図、未必の故意 (170)
- 2 危険の認識としての故意 (171)
- 3 意図や確定的認識を要する犯罪 (171)
- 4 概括的故意、択一的故意 (172) 5 危険犯の故意 (172)

Lesson 15 錯誤 174

§ 1 錯誤の意味 174

- 1 故意の有無と故意の射程 (174)
- 2 事実の錯誤と違法性の錯誤 (174)

§ 2 事実の錯誤 174

- 1 事実の錯誤の分類 (174)
- 2 符合をめぐる諸学説 (175)
- 3 客体の錯誤 (175)
- 4 方法の錯誤 (177)
- 5 法定的符合説の論拠 (178)
- 6 具体的符合説の課題 (180)
- 7 因果経過の錯誤 (180)

§ 3 違法性の錯誤 182

- 1 違法性の錯誤と事実の錯誤の区別 (182)
- 2 あてはめの錯誤と可罰的違法性の認識 (182)
- 3 錯誤の相当理由 (183)

Lesson 16 過失 186

§ 1 過失犯の意義 186

- 1 過失処罰の例外性 (186)
- 2 過失犯の現代的意義 (186)

§ 2 過失論の展開 187

- 1 旧過失論 (187)
- 2 新過失論 (187)
- 3 新過失論の問題点 (188)
- 4 「新」旧過失論 (189)

§ 3 過失の体系的地位 189

- 1 違法要素か責任要素か? (189)
- 2 折衷説の矛盾 (190)
- 3 「新」旧過失論の体系 (190)

§ 4 過失犯の成立要件 191

- 1 過失以外の要件 (191)
- 2 過失犯の行為性 (191)
- 3 過失犯の因果関係 (192)
- 4 予見可能性判断としての仮定的判断 (193)
- 5 本来の因果関係 (194)
- 6 過失犯の実行行為 (195)
- 7 過失不作爲犯の実行行為 (196)
- 8 過失犯の違法性 (196)
- 9 過失犯の責任 (197)

§ 5 注意義務・予見可能性・過失の標準 198

- 1 注意義務 (198) 2 予見可能性 (198)
- 3 予見の対象 (199) 4 予見と結果の符合 (199)
- 5 因果経過の基本的部分 (200) 6 過失の標準 (201)
- 7 危惧感説 (202)

§ 6 信頼の原則 202

- 1 信頼の原則の意味 (202) 2 信頼の相当性 (203)

§ 7 管理・監督過失 203

- 1 管理・監督過失の意味 (203)
- 2 管理・監督過失の問題点 (204)
- 3 管理・監督過失における信頼の原則 (206)

§ 8 業務上過失と重過失 207

- 1 業務上過失の定義と加重処罰の根拠 (207)
- 2 重過失の定義 (208)
- 3 認識ある過失と認識なき過失 (208)

Lesson 17 予備、未遂 210

§ 1 未遂とは 210

- 1 未遂は未完成犯罪 (210) 2 予備・陰謀と未遂 (211)
- 3 未完成犯罪の処罰範囲 (212)

§ 2 実行の着手 213

- 1 実行の着手の意味 (213) 2 決意の確定性 (213)
- 3 犯行計画の意味 (214)

§ 3 実行の着手に関する諸学説 214

- 1 未遂の本質 (214) 2 主観的未遂論と客観的未遂論 (215)
- 3 実行の着手に関する学説の状況 (215)

§ 4 実行の着手に関する特殊問題 216

- 1 離隔犯の未遂 (216) 2 不作為犯の未遂 (217)
- 3 結果的加重犯と着手 (218)

Lesson 18 不能犯と中止犯 221

§ 1 不能犯 221

- 1 不能犯の意味 (221) 2 不能犯の判断方法 (221)

3 具体的危険説 (222)	4 客観的危険説 (222)	
§ 2 中止犯		223
1 中止犯の意味 (223)	2 刑の減免の根拠 (224)	
3 「自己の意思により」 (224)	4 「犯罪を中止した」 (225)	
5 予備の中止 (226)		
Lesson 19 共犯論の基礎		228
§ 1 共犯の意味と種類		228
1 共犯の意味 (228)	2 必要的共犯 (228)	
3 対向犯の不処罰根拠 (229)		
§ 2 正犯と共犯		230
1 間接正犯 (230)	2 間接正犯の諸類型 (231)	
3 道具理論 (232)	4 「直接」正犯と見られる場合 (232)	
5 自手犯 (233)	6 適法行為を利用した間接正犯? (234)	
7 緊急避難や職務行為の利用 (234)	8 正犯の定義 (235)	
9 正犯概念 (237)		
Lesson 20 共同正犯		240
§ 1 共同正犯の本質		240
1 共同正犯の意味 (240)	2 犯罪共同説と行為共同説 (240)	
3 一部実行全部責任の根拠 (241)		
§ 2 共同正犯の成立要件		242
1 共同実行の意思と共同実行の事実 (242)		
2 片面的共同正犯 (243)	3 過失犯の共同正犯 (243)	
4 結果的加重犯の共同正犯 (245)	5 承継的共同正犯 (247)	
6 不作為犯の共同正犯 (247)	7 共謀共同正犯 (249)	
Lesson 21 教唆犯、従犯		254
§ 1 共犯の従属性		254
1 狭義の共犯 (254)	2 実行従属性 (255)	
3 要素従属性 (255)	4 是非弁別能力と故意 (258)	
5 罪名従属性 (260)		